

# 相 続 専 用 定 期 預 金

令和8年4月1日現在

1. 商品名 (愛称)	・ 相続専用定期預金(単利) (愛称：想い出)
2. 販売対象	・ 金融機関での相続手続きを終えてから1年以内に相続で取得した資金をお受取りになった個人の方 ・ 当金庫営業エリア内にお住まい、またはお勤めの方
3. 預入期間	・ 1年、3年の2種類自動継続（自由金利型定期預金で自動継続扱い）
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 継続後商品 (4) 預入単位	・ 一括預入 ・ 100万円以上、ただし相続で取得した金額を上限とさせていただきます。 ・ 満期後の商品はスーパー定期預金および大口定期預金とします。 ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 満期日以降に一括してお支払いします。
6. 利息 (1) 適用金利  (2) 利払方法  (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 1年もの店頭表示金利+0.30% ・ 3年もの店頭表示金利+0.35% ・ 預入期間3年ものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します。 ・ 付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算
7. 税金	・ 利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※「復興特別所得税」0.315%が付加される平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになる利息には、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税が適用されます。
8. 中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、次の期限前解約利率により計算した期限前解約利息とともに支払います。 ・ 1年 預入期間が6カ月未満の場合は、解約日における普通預金利率 預入期間が6カ月以上の場合は、約定利率×50% ・ 3年 預入期間が6カ月未満の場合は、解約日における普通預金利率 預入期間が6カ月以上1年未満は、約定利率×40% 預入期間が1年以上1年6カ月未満は、約定利率×50% 預入期間が1年6カ月以上2年未満は、約定利率×60% 預入期間が2年以上2年6カ月未満は、約定利率×70% 預入期間が2年6カ月以上3年未満は、約定利率×90%
9. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業店に、お取引のある支店若しくは本部業務部(9時～17時、電話:0766-67-1022)までお申し出ください。 紛争解決処理 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんぎん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。
10. その他	・ 被相続人1人に対して相続人1人1口座とします。
11. 取扱期間	・ 令和8年4月1日～令和9年3月31日

預19